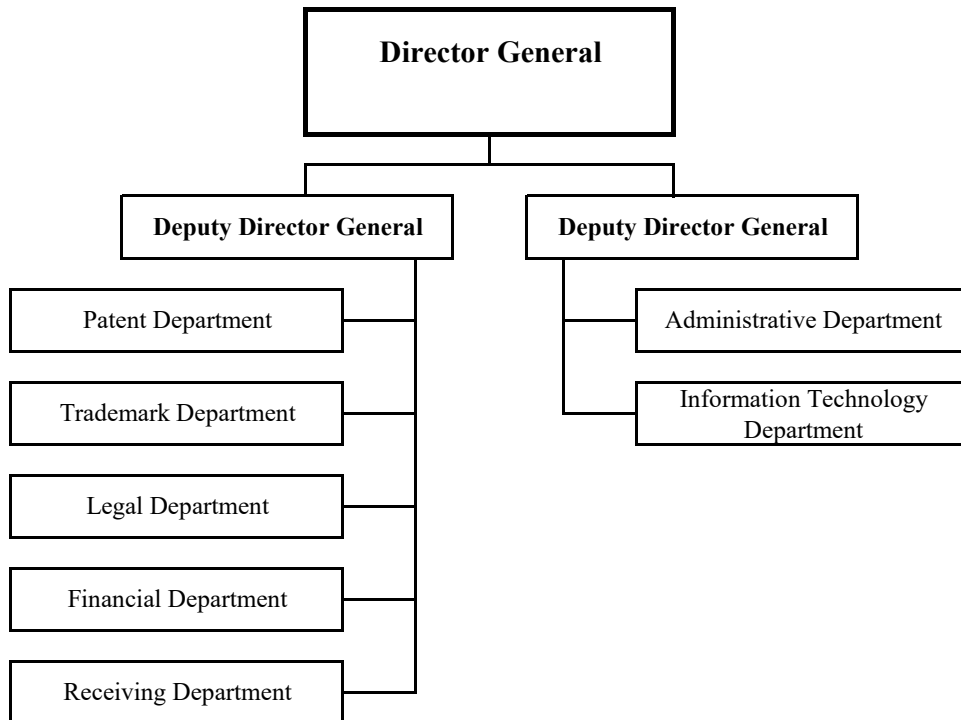


①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)				
②名称	Ministry of Economic Affairs / The Estonian Patent Office				
③所在地	Toompuiestee 7, 15041 Tallinn				
④連絡先	(電話) (372) 627 79 11		(FAX) (372) 627 79 12		
	(E-mail) Patendiamet@epa.ee		(internet) www.epa.ee/et		
⑤組織の長	Director General : Mr. Margus Viher				
⑥沿革	<p>(1) エストニアはバルト諸国の1つである(その他のバルト諸国はラトビア及びリトアニアである)。エストニアは、1940年にエストニア・ソビエト社会主義共和国として旧ソビエト社会主義共和国連邦(ソビエト連邦)の一部を構成していた。エストニアは、1991年8月20日に独立国となった。また、エストニアは、2004年5月1日から欧州連合の加盟国となった。</p> <p>(2) 1992年3月、エストニア特許庁が設立された。</p> <p>(3) エストニアにおける工業所有権法の調和作業は順調に進められており、現在、次の法律によって、出願人は国内法制度に基づきエストニアにおける工業所有権保護を受けることができる。</p> <p>-1994年5月23日施行の特許法(最新の改正は2011年12月7日)</p> <p>-1994年5月23日施行の実用新案法(最新の改正は2011年12月7日)</p> <p>-1998年1月11日施行の意匠法(最新の改正は2011年12月7日)</p> <p>-1992年10月1日施行の商標法(最新の改正は2011年12月7日)</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、半導体集積回路の回路配置の保護				
⑩加盟条約	WIPO 1994/2/5	ベルヌ 1994/10/26	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック) 2006/6/30	パリ 1994/8/24	PLT 2005/4/28	レコード保護 2000/5/28	ローマ 2000/4/28
	シンガポール 2009/8/14	TLT 2003/1/7	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1996/9/14	ヘーグ ロンドンアクト		ジュネーブアクト 2003/12/23	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 1998/11/18	PCT 1994/8/24	ロカルノ 1996/10/31	ニース 1996/5/27
	ストラスブール 1997/2/27	ウィーン	WTO 1999/11/13		

①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	41	30	32	23
		(内 外国出願)	4	6	1	2
		(内 日本から)		1		
		(内 PCTルート)	4	4		
	実用新案	全数	55	31	73	43
		(内 外国出願)	2	3	9	7
	意匠	全数	109	95	69	85
		(内 外国出願)	63	33	32	45
		(内 日本から)		2	2	1
	商標	全数	2,381	2,705	2,516	2,309
		(内 外国出願)	1,321	1,328	1,340	1,069
		(内 日本から)	8	11	7	10
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	15	14	5	12
		(内 外国出願)	2	1		2
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	1	1		
	実用新案	全数	37	30	30	44
(内 外国出願)		2	2	3	4	
意匠	全数	122	67	58	52	
	(内 外国出願)	65	19	24	37	
	(内 日本から)		1	2	1	
商標	全数	2,103	2,379	2,419	2,413	
	(内 外国出願)	1,366	1,454	1,383	1,185	
	(内 日本から)	14	9	9	12	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> エストニア特許庁は、経済部(Ministry of Economic Affairs)の下部組織である。



(出典): エストニア特許庁 HP

①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年1月27日施行
	③地理的効力の範囲	エストニア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第12条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。エストニアに居所を有していない出願人は、特許代理人を選任しなければならない。 (特許法第13-1条(2))
	⑦出願言語	エストニア語 ただし、名称及び要約を、エストニア語及び英語で提出しなければならない (特許法第19条(5))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。医薬品及び植物保護製品に関する特許発明については補充的保護期間(SPC)に関するEU規則(469/2009)に基づく5年を限度とする保護期間の延長制度がある (特許法第37条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第8条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は、何れも開示日から12月。 (1) 他人が発明に関する情報を不法に取得しての開示 (2) 発明に関する情報が不法に公表されたことによる開示 (3) 特許出願権を有する者が公表を認識していなかった開示 (特許法第8条(3))
	⑪非特許対象	(1) 発見(人体の形成若しくは発育又は人の遺伝子の配列若しくは部分配列についての説明を含む)、科学的理論及び数学的方法 (2) 精神的な行為の遂行又は事業活動に関する計画、法則及び方法 (3) 構造物、建築物又は地域についての設計資料及び図面 (4) 表象 (5) コンピュータのアルゴリズム及びコンピュータ・プログラム (6) 意匠の創作 (7) 情報の提示 (8) 植物及び動物の品種 (9) 集積回路の配置設計 (10) 公序良俗に反する発明 (11) 人体又は動物の体についての治療方法及び診断方法 (12) 一部の生物学上の発明 (特許法第6条、第7条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第23条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第24条(2))
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度ではないが、「情報提供」が行える。
	⑰無効審判制度の有無	有。特許証発行の通知の公告日から9月以内に特許取消の無効審判を請求することができる。 (特許法第50条(1)、(2))
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、特許公報発行日から3年の何れか遅い方までの期間。エストニアにおいて特許発明が、この期間の終了までに適切に実施されていないときは、強制実施権の設定の対象となる。 (特許法第47条(1))

①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)			
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]			
	出願料	3,500 EEK(個人以外)	875 EEK(個人)	
	クレーム料	200 EEK(10超の各クレーム)		
	登録料	1,500 EEK		
	[特許権維持に掛かる費用]			
	年金			
	1年次	400 EEK	11年次	3,800 EEK
	2年次	400 EEK	12年次	4,400 EEK
	3年次	1,000 EEK	13年次	5,000 EEK
	4年次	1,200 EEK	14年次	5,600 EEK
	5年次	1,500 EEK	15年次	6,300 EEK
	6年次	1,800 EEK	16年次	7,000 EEK
	7年次	2,100 EEK	17年次	7,700 EEK
	8年次	2,400 EEK	18年次	8,400 EEK
	9年次	2,800 EEK	19年次	9,100 EEK
10年次	3,200 EEK	20年次	9,800 EEK	
⑳料金減免措置の有無	有。個人の場合は、出願料が個人以外の場合に比して1/4に減額されている。			
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。			

①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)	
実用新案 制度	②最新実用新案法の施行年月日	2015年1月1日施行
	③地理的効力の範囲	エストニア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人 (実用新案法第11条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (実用新案法第18-1条(2))
	⑦出願言語	エストニア語 ただし、名称及び要約を、エストニア語及び英語で提出しなければならない (実用新案法第17条(5))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から4年。その後、第1回目に4年、その後更に2年延長できる。(最長10年) (実用新案法第34条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (実用新案法第7条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は、何れも開示日から12月。 (1) 他人が考案に関する情報を不法に取得しての開示 (2) 考案に関する情報が不法に公表されたことによる開示 (3) 登録実用新案の出願権を有する者が公表を認識していなかった開示 (実用新案法第7条(2))
	⑪不登録対象	1) 意匠 2) 集積回路の配置設計 3) 発見、科学的理論及び数学的方法 4) 精神的な行為の遂行又は事業活動に関する計画、規則又は方法 5) 構造物、建築物又は地域についての設計資料及び図面 6) 表象 7) コンピュータのアルゴリズム及びコンピュータ・プログラム 8) 情報の提示 9) 人体又はその一部 10) 植物又は動物の品種 11) 公序良俗に反する考案 12) 人体又は動物の体に行う治療方法及び診断方法 13) 生物工学上の考案 (実用新案法第5条、第6条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所へ提訴することができる。 (実用新案法第47条(1))
	⑱実施義務	無。

①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)	
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 1,600 EEK(個人以外) 400 EEK(個人)
		登録料 500 EEK
		[実用新案権の維持に掛かる費用]
		第1回目の延長 3,000 EEK
		第2回目の延長 4,000 EEK
⑳料金減免措置の有無		有。個人の場合は、出願料が個人以外の場合に比して1/4に減額されている。
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無		無。

①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015年1月1日施行
	③地理的効力の範囲	エストニア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (意匠法第14条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (意匠法第25条(2))
	⑦出願言語	エストニア語 (意匠法第20条(4))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。最大25年に至るまで、各5年の期間をもって更新できる。 (意匠法第56条(1)、(2))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第6条(1))
	⑩「グレースヒリオド」	意匠出願の権利を有する者、又はその者の意思に反して若しくは意思に従ってその者から情報を受領した他人の開示から12ヶ月 有。次の事項が定められている。期間は、何れも開示日から12月 (1) 意匠登録の出願権を有する者による意匠の創作に関する情報の開示 (2) 意匠登録の出願権を有する者の意思に反して、又は意思にしたがってその者から意匠の創作に関する情報を取得した者による開示 (意匠法第8条(3))
	⑪不登録対象	(1) 製品の技術的機能のみから導き出せるもの。ただし、当該意匠がモジュラーシステム内の製品又は製品の部品の特定の組立又は結合を可能にする場合は、この限りではない。 (2) 良俗に反するもの (3) 集積回路の配置設計であるもの (4) 予備部品又は構成部品であって、製品に組み込んだ時に、通常の使用の際には見えないもの (5) 形状が定まらないもの (6) エストニア共和国若しくはその行政機関の名称、エストニアにおいて登録されている団体若しくは財団の現在の若しくは歴史的な名称又はその略称、旗、紋章、記章、印章、勲章、表象若しくは表象の要素を含む意匠 (7) 他国の紋章、旗若しくは国のその他記章、監督用及び証明用の公式の標識及び印章であって、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3により保護を受けているもの (8) 政府間機関の名称若しくは略称、紋章、旗その他の記章であって、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3により保護を受けているもの (9) 次のものを含む意匠 1) 周知の者の姓、筆名又は肖像 2) 他の法人の名称又は名称の一部 3) 建築物の表示又は名称 4) 周知商標又は他人名義で登録され若しくは登録出願されている商標 (意匠法第9条、第10条)
	⑫実体審査の有無	無。 (意匠法第31条(1)(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (意匠法第4条(4))
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第4条(5)、(6))

①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)	
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ条約には加盟済み) (意匠法第21条(2))
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。

①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)	
②無効審判制度の有無	有。 (意匠法第81条(3))	
③登録表示義務	無。	
④費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 1,600 EEK(個人以外) 400 EEK(個人) 登録料 500 EEK [意匠権の維持に掛かる費用] 第1回目の延長 2,000 EEK 第2回目及びその後の延長 4,000 EEK	
⑤料金減免措置の有無	有。個人の場合は、出願料が個人以外の場合に比して1/4に減額されている。	

①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2012年1月1日施行(2011年改正商標法)の改正法により行った。
	③地理的効力の範囲	エストニア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、サービスマーク、団体商標、保証商標 (商標法第1条、同第28条)
	⑥商標の種類	文字商標、結合商標(文字、言葉又は数字と図形との結合)、図形商標、立体商標、音響商標(商標法第3条)
	⑦出願人資格	標章を使用する者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第10条(1))
	⑨本国登録要件	無。 (商標法第30条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (商標法第13条(2))
	⑪出願言語	エストニア語 (商標法第35条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第8条(2))
	⑬グレースピリオド	有。次の規定が規定されている。期間は展示日から6月。 (1) 公認の国際博覧会における登録出願の標章を付した商品の出展による展示 (商標法第29条(3)、(4))
	⑭不登録対象	(1) 視覚的に表示できない標章 (2) 図案化されない単一の文字、図案化されない単一の数字及び単一の色彩を含み、識別力がない標章 (3) 商品若しくはサービスの種類、質、量、用途、価値又は地理的出所、商品の製造時期若しくはサービスの提供時期、商品若しくはサービスの他の特徴、他の方法による商品若しくはサービスの説明を示す標識又は表示のみからなるもの、又は、上述した内容を実質的に変更していない標識若しくは表示からなるもの (4) 現在の言語又は善意による取引実務において慣用的となった標識又は表示のみからなるもの (5) 商品の性質に起因する形状、技術的結果を得るために必要な形状、又は商品に実質的な価値を与える形状のみからなる標識 (6) 商品若しくはサービスの種類、質、量、用途、価値又は地理的出所、商品の製造時期若しくはサービスの提供時期、商品若しくはサービスの他の特徴について、消費者を欺瞞する性質を有する標識 (7) 公の秩序又は受容されている道徳に反する標識 (8) 管轄当局又は関係者から書面で登録の承認を受けている場合を除き、パリ条約第6条の3に基づき登録が拒否されている標識 (9) パリ条約第6条の3の対象とはされていないが、登録することが公共の利益に反する旗、紋章その他の表象を含んでいるもの (10) 登録出願人が悪意で出願又は悪意で使用を開始した、出願に関する標識 (11) 地理的表示保護法の規定に基づき地理的表示の不正使用となる恐れがある標章 (12) 他の法律又は国際協定によって使用が禁止されている標識 (商標法第9条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第7条)

①国名	Republic of Estonia (EE) (エストニア共和国)	
⑰一出願多区分制度の有無	有。	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第37条、第38条)	
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。	
㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は公告日から2月以内に異議を申し立てることができる。 (商標法第41条(2))	
㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は無効を裁判所へ提訴することができる。 (商標法第52条)	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第53条)	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類第/10版)を採用している。(ニース協定には加盟済み)	
㉖図形要素の分類	無。	
㉗譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第18条)	
㉘費用 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料 2,200 EEK(1分類) 700 EEK(2超の各分類につき)	登録料 700 EEK
	[商標権の維持に掛かる費用]	
	更新登録出願* 3,000 EEK	
㉙料金減免措置の有無	無。	